訪問リハビリテーション

基準チェックシート

点検年月日	令和　　年　　月　　日
事業所名	
法人名	
点検者	・職名　　・氏名
その他	

＜用語の定義＞
①法　・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)
②令　・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日　厚生省令第37号)
③通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日　老企第25号)
④条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年　札幌市条例第８号)

訪問リハビリテーション　基準チェックシート

点検項目		点検事項	点検結果			根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当		
第１	基本方針	指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。	□	□	□	・法第73条第1項 ・条例第80条(令第75条)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
		・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。	□	□	□		
		・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	□	□	□		
第２	人員に関する基準	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次のとおり従業者を置いているか。 （１）　医師　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1名以上の数 　　この医師は、常勤でなければならない。 イ　専任の常勤医師が１人以上勤務していること。 ロ　指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。 ハ　指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。 また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。	□	□	□	・法第74条第1項 ・条例第81条第1・2項(令第76条第1項) ・条例第81条第3項(令第76条第2項)	・職員勤務表 ・職員履歴書 ・免許証（写） ・出勤簿 ・資格を証明する書類
		(2)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１以上（適当数） なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。 ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置数 　理学療法士（　　名）・・・常勤・非常勤（週　　回、１日　　時間） 　作業療法士（　　名）・・・常勤・非常勤（週　　回、１日　　時間） 　言語聴覚士（　　名）・・・常勤・非常勤（週　　回、１日　　時間）	□	□	□	・法第74条第1項 ・条例第81条第1項(令第76条第1項) ・条例第81条第3項(令第76条第2項)	・職員勤務表 ・職員履歴書 ・免許証（写） ・出勤簿 ・資格を証明する書類

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
第３	設備に関する基準	指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 また、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。	□	□	□	・法第74条第2項 ・条例第82条第1項（令第77条第1項） ・条例第82条第2項（令第77条第2項）	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
		・利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。	□	□	□		
第４ 1	運営に関する基準 内容及び手続の説明及び同意	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	□	□	□	・法第74条第2項 ・条例第89条（第9条準用）（令第83条（第8条準用））	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
		(2)　文書はわかりやすいものとなっているか。	□	□	□	準用　通知第3の一の3(1)	
		・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項： ①　運営規程概要 ②　訪問リハビリテーション員等の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制 ⑤　その他	□	□	□		
2	提供拒否の禁止	指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ①　当該事業所の現員では対応しきれない。 ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③　適切なリハビリテーションを提供することが困難である。	□	□	□	・条例第89条（第10条準用）（令第83条（第9条準用）） 準用（通知第3の一の3(2)）	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3	サービス提供困難時の対応	指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	□	□	□	・条例第89条（第11条準用）（令第83条（第10条準用））	・利用申込受付簿 ・サービス提供依頼書

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
4	受給資格等の確認	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	□	□	□	・条例第89条(第12条準用)(令第83条(第11条第1項準用))	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めているか。	□	□	□	・法第73条第2項	
5	要介護認定の申請に係る援助	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	□	□	□	・条例第89条(第13条第1項準用)(令第83条(第12条第1項準用))	・利用者に関する記録
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第13条第2項準用)(令第83条(第12条第2項準用))	
6	心身の状況等の把握	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法について、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第14条準用)(令第83条(第13条準用))	・利用者に関する記録(居宅介護支援経過) (サービス担当者会議の要点)
7	居宅介護支援事業者等との連携	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っ ているか。	□	□	□	・条例第89条(第69条第1項準用)(令第83条(第64条第1項準用))	・情報提供に関する記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	□	□	□	・条例第89条(第69条第2項準用)(令第83条(第64条第2項準用))	

点検項目		点検事項	点検結果			根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当		
8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ①　居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②　その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	□	□	□	・条例第89条(第16条準用)(令第83条(第15条準用))	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しているか。	□	□	□	・条例第89条(第17条準用)(令第83条(第16条準用))	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・訪問リハビリテーション計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
10	居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第18条準用)(令第83条(第17条準用))	・サービス計画表 ・サービス提供票 (変更があったかの確認) ・業務マニュアル
		・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	□	□	□		
11	身分を証する書類の携行	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ・どのような方法で指導を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第19条準用)(令第83条(第18条準用))	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
		(2)　証書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名の記載があるか。 ・写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。	□	□	□	通知第3の一の3(9)	

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
12	サービスの提供の記録	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリテーションについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	□	□	□	・条例第89条(第20条第1項準用)(令第83条(第19条第1項準用))	・サービス提供票 ・居宅サービス計画書 ・業務日誌 ・訪問リハビリテーション記録
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	□	□	□	・条例第89条(第20条第2項準用)(令第83条(第19条第2項準用))	
13	利用料等の受領	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	□	□	□	・条例第83条第1項(令第78条第1項)	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用、実施区域の確認) ・重要事項説明書 ・車両運行日誌 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する書類
		・１～３割相当額の支払いを受けているか。	□	□	□		
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	□	□	□	・条例第83条第2項(令第78条第2項)	
		{法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した場合} ・10割相当額の支払いを受けているか。	□	□	□		
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	□	□	□	・条例第83条第3項(令第78条第3項)	
		(4)　指定訪問リハビリテーション事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	□	□	□	・条例第83条第4項(令第78条第4項)	
		(5)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションその他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	□	□	□	・法第41条第8項	

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
		(6)　指定訪問リハビリテーション事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	□	□	□	施行規則第65条	
		・領収証には費用区分を明確にしているか。 ①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②　その他の費用（個別費用ごとの区分）	□	□	□		
14	保険給付の請求のための証明書の交付	指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	□	□	□	・条例第89条（第22条準用）（令第83条（第21条準用））	・サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
15	指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	(1)　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われているか。	□	□	□	・条例第84条第1項（令第79条第1項）	・居宅サービス計画書 ・訪問リハビリテーション計画書 ・評価を実施した記録
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	□	□	□	・法第73条1項 ・条例第84条第2項（令第79条第2項）	
		(1)　指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとしているか。	□	□	□	・条例第85条（令第80条）	・勤務表 ・医師の指示書 ・訪問リハビリテーション計画書 ・使用しているパンフレット等 ・研修参加状況等がわかる書類 ・診療記録
		(2)　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	□	□	□	・条例第85条第1号（令第80条第1号）	
		(3)　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	□	□	□	・条例第85条第2号（令第80条第2号） 通知第3の四の3(2)の④	
		・療養上必要な事項とは：利用者の心身状態、リハビリテーションの内容、提供の目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等	□	□	□		
		(4)　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	□	□	□	・条例第85条第3号（令第80条第3号）	

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
16	指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	・医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでいるか。	□	□	□	通知第3の四の3(2)の⑤	
		(5)　それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。	□	□	□	・条例第85条第4号（令第80条第4号） 通知第3の四の3(2)の⑥、⑦	
		・指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録しているか。	□	□	□		
		・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点介護の工夫などの情報を伝達しているか。	□	□	□		
		(6)　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	□	□	□	・条例第85条第5号（令第80条第5号） 通知第3の四の3(2)の⑧	
		・リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としているか。 　なお、リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等より、その参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではない。	□	□	□		
		・リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者と情報共有を図っているか。	□	□	□		
		(1)　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。	□	□	□		

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
17	訪問リハビリテーション計画の作成	① 計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診察に基づき、利用者ごとに利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成しているか。利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーション実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載しているか。 ② 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ③ ①、②が原則であるが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えない。	□	□	□	・条例第86条第1項（令第81条第1項） 通知第3の四の3（3）の①	
		(2)　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	□	□	□	・条例第86条第2項（令第81条第2項） 通知第3の四の3（3）の	
		・ なお、訪問リハビリテーション計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	□	□	□		
		(3)　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	□	□	□	・条例第86条第3項（令第81条第3項） 通知第3の四の3(3)の③	
		・また、その実施状況や評価についても説明しているか。	□	□	□		
		(4)　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。	□	□	□	・条例第86条第4項（令第81条第4項） 通知第3の四の3(3)の⑤	
		(5)　指定訪問リハビリテーション事業者が、通所リハビリテーションの計画作成基準（条例141条第1項から第4項までに規定する運営基準）を満たすことをもって、上記(1)～(4)の訪問リハビリテーション計画作成基準を満たしているとみなされる場合は、次の要件を満たしているか。 ①指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けていること。 ②リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有していること。 ③訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成していること。	□	□	□	・条例第86条第5項（令第81条第5項） 通知第3の四の3(3)の⑥	・訪問リビリテーション計画の提供記録

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
		・当該計画の作成に当たって、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定しているか	□	□	□		
		・また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にしたうえで、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を一つの計画として分かりやすく記載するよう留意しているか。 なお、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従い、リハビリテーションを実施した場合には、16の(5)に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えない。	□	□	□		
		(6)　札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めること」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該訪問リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めているか。	□	□	□	準用　同第3の一の3(14)の⑥	
18	利用者に関する市町村への通知	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	□	□	□	・条例第89条(第27条準用)(令第83条(第26条準用))	
19	管理者の責務	(1)　指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第56条第2項準用)(令第83条(第52条第1項準用))	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・業務日誌
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第56条第2項準用)(令第83条(第52条第2項準用))	

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
20	運営規程	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　虐待の防止のための措置　※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) ⑦　その他運営に関する重要事項	□	□	□	・条例第87条(令第82条)	・運営規程 ・指定申請及び変更届(写)
		・①～⑦の内容は適正か。	□	□	□		
21	勤務体制の確保等	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。	□	□	□	・条例第89条(第32条第1項)(令第83条(第30条第1項準用))	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・従業者に関する名簿 ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	□	□	□	通知第3の一の3(21)の①	
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。	□	□	□	通知第3の一の3(21)の②	
		(4)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。	□	□	□	・条例第89条(第32条第2項)(令第83条(第30条第2項準用))	
		(5)　指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	□	□	□	・条例第89条(第32条第3項準用)(令第83条(第30条第3項準用)) 準用　通知第3の一の3(21)の③	
		・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	□	□	□		
		(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な単位を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。	□	□	□	・条例第89条(第32条第4項準用)(令第83条(第30条第4項準用)) 準用　通知第3の一の3(21)の④	

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
22	業務継続計画の策定等	(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。	□	□	□	・条例第89条（第32条の2準用）（令第83条(第30条の2準用)）	・業務継続計画書 ・研修計画等
		(2)指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	□	□	□		
		(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	□	□	□		
23	衛生管理等	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第33条第1項準用)(令第83条(第31条第1項準用)) 準用（通知第3の一の3(23)）	・洗濯の記録 ・支出関係の証拠書 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
		・特に、指定訪問リハビリテーション事業者は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。	□	□	□		
		・どのような管理を行っているか（衛生教育、使い捨て手袋の使用等） ・健康診断の実施状況 ・衛生マニュアル等の策定状況等	□	□	□	・条例第89条(第33条第2項準用)(令第83条(第31条第2項準用))	
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	□	□	□		
		・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態）	□	□	□		
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を次の措置を講じているか ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり)	□	□	□	・条例第89条(第33条第3項準用)(令第83条(第31条第3項準用))	
		①　当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底しているか。	□	□	□		
		②　当該訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	□	□	□		
		③　当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。	□	□	□		

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
24	掲示	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認	□	□	□	・条例第89条（第34条準用）（令第83条（第32条準用））	・掲示物
		・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか	□	□	□		
25	秘密保持等	(1)　指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	□	□	□	・条例第89条（第35条第1項準用）（令第83条（第33条第1項準用））	・就業時の取り決め等の記録（秘密保持の誓約書など） ・利用者及び家族の同意書 ・情報提供に使用された文書等（会議資料等）
		・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。	□	□	□		
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	□	□	□	・条例第89条（第35条第2項準用）（令第83条（第33条第2項準用））	
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	□	□	□	・条例第89条（第35条第3項準用）（令第83条（第33条第3項準用））	
		・利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。	□	□	□		
		・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	□	□	□		
26	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	□	□	□	・条例第89条（第37条準用）（令第83条（第35条準用））	
		(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	□	□	□	・条例第89条（第38条第1項準用）（令第83条（第36条第1項準用）） 準用（通知第3の一の3(23)の①）	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
		・具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	□	□	□		
		・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	□	□	□	・条例第89条（第38条第2項準用）（令第83条（第36条第2項準用））	
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	□	□	□	・条例第89条（第38条第2項準用）（令第83条（第36条第2項準用））	

点検項目		点検事項	点検結果			根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当		
27	苦情処理	・指定訪問リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第38条第3項準用)(令第83条(第36条第3項準用))	
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	□	□	□	・条例第89条(第38条第3項準用)(令第83条(第36条第3項準用))	
		・また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□		
		(4)　指定訪問リハビリテーション事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	□	□	□	・条例第89条(第38条第5項準用)(令第83条(第36条第4項準用))	
		(5)　指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第38条第6項準用)(令第83条(第36条第5項準用))	
		(6)　指定訪問リハビリテーション事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	□	□	□	・条例第89条(第38条第6項準用)(令第83条(第36条第6項準用))	
28	相談援助事業等への協力	指定訪問リハビリテーション事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	□	□	□	・条例第89条(第39条準用)(令第83条(第36条の2準用))	・苦情に関する記録

点検項目		点検事項	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	根拠法令	確認書類等
29	事故発生時の対応	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱　参照	□	□	□	・条例第89条(第40条第1項準用)(令第83条(第37条第1項準用))	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
		(2)　指定訪問リハビリテーション事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	□	□	□	・条例第89条(第40条第2項準用)(令第83条(第37条第2項準用))	
		(3)　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	□	□	□	・条例第89条(第40条第3項準用)(令第83条(第37条第3項準用))	
		・指定訪問リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	□	□	□	準用（通知第3の一の3(30)の③）	
30	虐待の防止	（1）　指定訪問リハビリテーション事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	□	□	□	・条例第89条（第40条の2準用）（令第83条(第37条の2準用)）	・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
		① 当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底してるか。	□	□	□		
		② 当該訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	□	□	□		
		③ 当該リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に辞しているか。	□	□	□		
		④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	□	□	□		
31	会計の区分	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	□	□	□	・条例第89条(第41条準用)(令第83条(第38条準用))	・会計関係書類
		(2)　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	□	□	□		

点検項目		点検事項	点検結果			根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当		
32	記録の整備	(1)　指定訪問リハビリテーション事業者は、条例第88条第2項((2)の①～⑤)に定めるほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	□	□	□	・条例第88条第1項 (令第82条の2第1項)	・従業者に関する名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・サービス提供証明書 ・指導の内容の要点及び要した時間の記録 ・医師の指示書 ・市町村への通知に係る記録
		(2)　指定訪問看護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ①　訪問リハビリテーション計画 ②　条例第20条第2項(令第19条第2項)の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　条例第27条(令第26条)の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④　条例第38条第2項(令第36条第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤　条例第40条第2項(令第37条第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	□	□	□	・条例第88条第2項 (令第82条の2第2項)	
		(3)　(2)の①～⑤の書類について、以下の期間保存しているか。 ①　(2)の①、②については当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 ②　(2)の③～⑤については、その完結の日から２年を経過した日まで	□	□	□	・条例第88条第3項	